

○ 被保険者証の氏名表記について（平成 29 年 8 月 31 日保保発 0831 第 3 号/保国発 0831 第 1 号/保高発 0831 第 1 号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>資格確認書</u>の氏名表記について</p> <p>平素より、医療保険制度の円滑な実施について、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>国民健康保険においては、性同一性障害を有する方の被保険者証の氏名表記について、平成 28 年 3 月 3 日付けの京都府酒販国民健康保険組合からの照会に対する回答として、平成 28 年 7 月 13 日付けで国民健康保険課より「保険者の判断による表記方法で差し支えない」旨の事務連絡がなされたところです。</p> <p><u>上記を踏まえ、これまで健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における性同一性障害を有する方の被保険者証の氏名表記の取扱い及び留意事項について、「被保険者証の氏名表記について」（平成 29 年 8 月 31 日保保発 0831 第 3 号/保国発 0831 第 1 号/保高発 0831 第 1 号）にてお示してきたところですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）等により被保険者証に係る規定が削除され、新たに資格確認書の交付規定が新設されたことを踏まえ、改めて整理し、下記のとおり通知いたしますので、御了知いただくようお願いいたします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>性同一性障害を有する被保険者又は被扶養者から、<u>資格確認書</u>において通称名の記載を希望する旨の申し出があり、保険者がやむを得ないと判断した場合には、<u>資格確認書</u>における氏名の表記方法を工夫しても差し支えない。</p> <p>また、<u>資格確認書</u>における氏名の表記方法については、様々な場面で<u>資格確認書</u>が本人確認書類として利用される見込みであることに鑑み、裏面を含む<u>資格確認書</u>全体として、戸籍上の氏名を確認できるようにすること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>被保険者証</u>の氏名表記について</p> <p>平素より、医療保険制度の円滑な実施について、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>国民健康保険においては、性同一性障害を有する方の被保険者証の氏名表記について、平成 28 年 3 月 3 日付けの京都府酒販国民健康保険組合からの照会に対する回答として、平成 28 年 7 月 13 日付けで国民健康保険課より「保険者の判断による表記方法で差し支えない」旨の事務連絡がなされたところです。</p> <p><u>今般、健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における性同一性障害を有する方の被保険者証の氏名表記の取扱い及び留意事項について、改めて整理し、下記のとおり通知いたしますので、御了知いただくようお願いいたします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>性同一性障害を有する被保険者又は被扶養者から、<u>被保険者証</u>において通称名の記載を希望する旨の申し出があり、保険者がやむを得ないと判断した場合には、<u>被保険者証</u>における氏名の表記方法を工夫しても差し支えない。</p> <p>また、<u>被保険者証</u>における氏名の表記方法については、様々な場面で<u>被保険者証</u>が本人確認書類として利用されていることに鑑み、裏面を含む<u>被保険者証</u>全体として、戸籍上の氏名を確認できるようにすること。</p> <p>例えば、<u>被保険者証</u>の表面の氏名欄には「通称名」を記載し、裏面の備</p>

例えば、資格確認書の表面の氏名欄には「通称名」を記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の氏名は〇〇」と記載することや、資格確認書の表面の氏名欄に「戸籍上の氏名」を記載するとともに「通称名は〇〇」と併記すること等が考えられる。

さらに、保険者において、性同一性障害を有するか否か判断するために、医師の診断書等の性同一性障害を有することを確認できる書類及びその通称名が社会生活上日常的に用いられていることが確認できる添付書類を求めること。その際、別添の申出書の参考様式を適宜加工して利用しても差し支えない。

具体的な取扱いについては、別紙 Q&A を参照すること。

資格確認書の氏名表記に関する Q&A

Q1 資格確認書の氏名欄に戸籍上の氏名とは異なる氏名を記載することができるということか。

(A)

性同一性障害を有する方が、被保険者の氏名欄について、戸籍上の氏名と異なる氏名(以下「通称名」という。)の記載を希望した場合、保険者がやむを得ないと判断した場合は、資格確認書の表面には通称名を、裏面に戸籍上の氏名を記載する等、保険者の判断により資格確認書における氏名表記の記載方法を工夫して差し支えないとしたものであり、裏面も含めた資格確認書全体として戸籍上の氏名を記載するという従来からの取扱いを変更するものではない。

Q2 性別表記の取扱いに変更はあるか。

(A)

性別表記の取扱いについての変更はない。

Q3 (略)

Q4 健康保険における、資格確認書の通称名記載の申出及び資格確認書の交付は、事業主を経由しても問題ないか。

(A)

事業主を経由して差し支えない。

考欄に「戸籍上の氏名は〇〇」と記載することや、被保険者証の表面の氏名欄に「戸籍上の氏名」を記載するとともに「通称名は〇〇」と併記すること等が考えられる。

さらに、保険者において、性同一性障害を有するか否か判断するために、医師の診断書等の性同一性障害を有することを確認できる書類及びその通称名が社会生活上日常的に用いられていることが確認できる添付書類を求めること。その際、別添の申出書の参考様式を適宜加工して利用しても差し支えない。

具体的な取扱いについては、別紙 Q&A を参照すること。

被保険者証の氏名表記に関する Q&A

Q1 被保険者証の氏名欄に戸籍上の氏名とは異なる氏名を記載することができるということか。

(A)

性同一性障害を有する方が、被保険者の氏名欄について、戸籍上の氏名と異なる氏名(以下「通称名」という。)の記載を希望した場合、保険者がやむを得ないと判断した場合は、被保険者証の表面には通称名を、裏面に戸籍上の氏名を記載する等、保険者の判断により被保険者証における氏名表記の記載方法を工夫して差し支えないとしたものであり、裏面も含めた被保険者証全体として戸籍上の氏名を記載するという従来からの取扱いを変更するものではない。

Q2 性別表記の取扱いに変更はあるか。

(A)

性別表記の取扱いについての変更はない。

Q3 (略)

Q4 健康保険における、被保険者証の通称名記載の申出及び被保険者証の交付は、事業主を経由しても問題ないか。

(A)

事業主を経由して差し支えない。

Q5 (略)

Q6 資格確認書における氏名の表記方法として、たとえばどのような方法が考えられるのか。戸籍上の氏名を省略することは認められるのか。

(A)

たとえば、以下の①や②の方法が考えられるが、裏面を含む資格確認書全体として戸籍上の氏名を記載することとすること。

- ① 資格確認書の表面の氏名欄には「通称名」を記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の氏名は〇〇」と記載すること。
- ② 資格確認書の表面の氏名欄に「戸籍上の氏名」を記載するとともに「通称名は〇〇」と併記すること

Q7 資格確認書の氏名欄への印字が被保険者を管理する上で難しい場合、氏名欄に通称名を記載したシールを上から貼る等の対応は可能か。

(A)

資格確認書の氏名欄にある戸籍上の氏名の上に通称名のかかれたシールを貼付する対応は、偽造防止の観点から望ましくない。ただし、資格確認書の材質によって、シールの上から保険者の印を押す(割印)等の対応が可能である場合であって、保険者が氏名表記を変更した者であることが保険医療機関等で容易に確認できるときは、保険者の判断で、印字された戸籍上の氏名の横に、シールを貼付する対応をしても差し支えない。

Q8 資格確認書の氏名表記の取扱いについては、システムで対応する必要があるか。

(A)

必ずしもシステム改修を行う必要はなく、各保険者が対応できる方法でご対応いただきたい。ただし、保険医療機関等の診療報酬の請求に当たって、実務上支障が生じないよう取扱い願いたい。

Q9 日雇特例被保険者の受給資格者票(1世帯1枚)の場合、どのように対応すべきか。

(A)

氏名欄の余白に通称名または本名を記載する等の対応が考えられる。ただし、どちらが戸籍上の氏名であるかは明記すること。その際、保険者が記載したものであることがわかるよう、保険者印を押す(割印)等の対応を行うこと。

Q10 保険医療機関等から保険者に診療報酬を請求する際、戸籍上の氏名

Q5 (略)

Q6 被保険者証における氏名の表記方法として、たとえばどのような方法が考えられるのか。戸籍上の氏名を省略することは認められるのか。

(A)

たとえば、以下の①や②の方法が考えられるが、裏面を含む被保険者証全体として戸籍上の氏名を記載することとすること。

- ① 被保険者証の表面の氏名欄には「通称名」を記載し、裏面の備考欄に「戸籍上の氏名は〇〇」と記載すること。
- ② 被保険者証の表面の氏名欄に「戸籍上の氏名」を記載するとともに「通称名は〇〇」と併記すること

Q7 被保険者証の氏名欄への印字が被保険者を管理する上で難しい場合、氏名欄に通称名を記載したシールを上から貼る等の対応は可能か。

(A)

被保険者証の氏名欄にある戸籍上の氏名の上に通称名のかかれたシールを貼付する対応は、偽造防止の観点から望ましくない。ただし、被保険者証の材質によって、シールの上から保険者の印を押す(割印)等の対応が可能である場合であって、保険者が氏名表記を変更した者であることが保険医療機関等で容易に確認できるときは、保険者の判断で、印字された戸籍上の氏名の横に、シールを貼付する対応をしても差し支えない。

Q8 被保険者証の氏名表記の取扱いについては、システムで対応する必要があるか。

(A)

必ずしもシステム改修を行う必要はなく、各保険者が対応できる方法でご対応いただきたい。ただし、保険医療機関等の診療報酬の請求に当たって、実務上支障が生じないよう取扱い願いたい。

Q9 カードではなく紙の被保険者証(1世帯1枚)を使っている保険者の場合、どのように対応すべきか。

(A)

氏名欄の余白に通称名または本名を記載する等の対応が考えられる。ただし、どちらが戸籍上の氏名であるかは明記すること。その際、保険者が記載したものであることがわかるよう、保険者印を押す(割印)等の対応を行うこと。

Q10 保険医療機関等から保険者に診療報酬を請求する際、戸籍上の氏名

<p>と通称名とどちらで請求すれば良いか。</p>	<p>と通称名とどちらで請求すれば良いか。</p>
<p>(A) 資格確認書の表面の氏名欄に印字された氏名で請求を行うこと。判断が困難な場合には、保険者に確認すること。</p>	<p>(A) 被保険者証の表面の氏名欄に印字された氏名で請求を行うこと。判断が困難な場合には、保険者に確認すること。</p>
<p>Q11 診療券やカルテ等で記載する患者の氏名と患者の資格確認書の表面の氏名欄は異なっても問題ないのか。</p>	<p>Q11 診療券やカルテ等で記載する患者の氏名と患者の被保険者証の表面の氏名欄は異なっても問題ないのか。</p>
<p>(A) 診療券やカルテ等、保険医療機関等の内部で管理するものについては、各保険医療機関等にて患者へ配慮しつつ取扱いいただきたい。また、診療報酬請求に係る取扱いにおいて、氏名については必ず資格確認書の表面の氏名欄に印字された氏名で申請していただくようお願いする。</p>	<p>(A) 診療券やカルテ等、保険医療機関等の内部で管理するものについては、各保険医療機関等にて患者へ配慮しつつ取扱いいただきたい。また、診療報酬請求に係る取扱いにおいて、氏名については必ず被保険者証の表面の氏名欄に印字された氏名で申請していただくようお願いする。</p>